

立川市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行による。

## 立川市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。

### (職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。